

## 超過勤務縮減のための具体的取組みについて

府省名（内閣府）

## 1. 定時退庁の徹底

- ・ 全省庁一斉定時退庁日（毎週水曜日）及び内閣府独自の定時退庁日（毎週金曜日）には、管理職員は職員が退庁しやすい環境整備を図り、定時退庁を促すとともに、自ら率先して定時退庁に努める。
- ・ 各部局の総括課長等は、適宜、巡回指導を行う。
- ・ 前記の定時退庁日（水、金）に加え、各部局ごとに原則月1回の「完全定時退庁日」を設け、可能な限り部局内全員の定時退庁を図る。
- ・ 各部局は、「完全定時退庁日」の実施状況を人事課に報告を行い、人事課長は、毎月開催される総括課長等会議において、その達成状況を報告し、管理職員に対し意識向上・注意喚起を図るとともに、引き続き取組みの推進を要請する。

## 2. 業務改善

- ・ 各部局は、既存業務の更なる見直しや国会対応をはじめとする他律的業務への事務処理体制の工夫を図り、一層の業務の簡素・合理化に取り組む。
- ・ 各部局は、特定の職員に超過勤務が集中しないよう職員の業務量に応じて、適宜、業務配分の見直しを行うなど適切な対策を講じる。
- ・ 平成20年10月から実施された「内閣府ワーク・ライフ・バランス改善推進プロジェクト」に関する結果・報告等について、各部局は参考となる業務改善策等について率先して取り入れ、ワーク・ライフ・バランス推進の取組みの実践を図る。

内閣府WLB推進室が(株)ワーク・ライフバランスと協働で実施したプロジェクト

## 3. 幹部職員の意識啓発

- ・ 前記1及び2の取組みについて、幹部会等の機会を捉えて、取組みの推進について理解を求めるとともに、協力要請を行う。
- ・ 職員の超過勤務による疲労蓄積防止等のための早出遅出勤務について、国際関係業務、国会関係業務等により深夜に及ぶ長時間勤務の場合には、職員の疲労負担軽減のため、本制度を積極的に活用するよう、幹部会等の機会を捉えて、協力要請を行う。

## 4. その他

- ・ 平成21年10月から実施された人事評価について、業務評価に係る目標等の設定に当たっては、「既存業務の改善・見直し、超過勤務の縮減、ワーク・ライフ・バランスへの取組など業務をより効率的に行う観点等に留意する」こととし、人事評価に当たっても超過勤務縮減等の積極的な取組みを評価の対象と位置付けた。